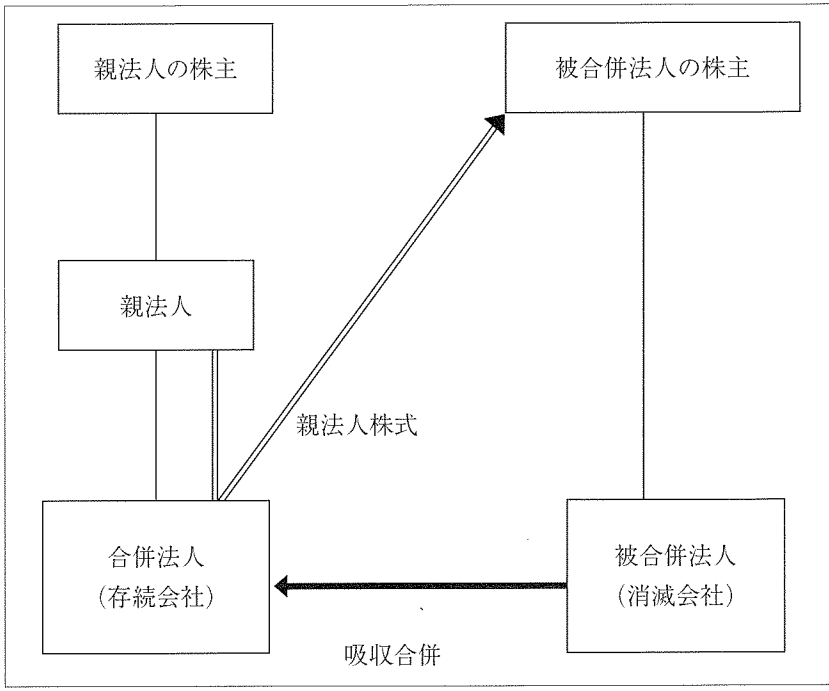
第4章　合併等対価の柔軟化

1　合併等対価の柔軟化と「三角合併」

会社法の制定により、企業組織再編成のうち、吸収合併（会法749①二・751①三）、吸収分割（会法758四・760五）、株式交換（会法768①二・770①三）については、消滅会社、分割会社、完全子会社となる会社の株主に対して、存続会社等の株式を交付せず、金銭その他の資産を交付することができるとする「合併等対価の柔軟化」が実現し、平成19年5月1日から施行されています（会法附則4）。

これらのうち、吸収合併において、消滅会社の株主に対して存続会社の株式ではなく、存続会社の親会社の株式を対価として交付するものが「三角合併」です。

【三角合併のイメージ】



ています。また、金融商品取引法においても、存続会社等の開示の充実が予定されています。

(1)　会社法施行規則の改正

合併等対価の柔軟化の施行に対応して、会社法施行規則182条（吸収合併消滅株式会社の事前開示事項）、184条（株式交換完全子会社の事前開示事項）が改正され、消滅会社等の株主に対して、

①　合併条件の相当性

②　合併等対価の換価方法、取り扱う証券会社名、価格の動向等

③　合併等対価が存続会社等以外の法人等の株式等である場合における、当該法人（三角合併における存続会社の親法人等）の財務・事業等

に関する的確な情報開示が義務付けられました。

特に①のうち「共通支配下関係にある会社間の吸収合併等における少数株主の保護に関する事項」（会施規182③三・184③三）は、消滅会社の株式の過半を買い付けた後に三角合併等を求めるなどの、少数株主締出しのためのいわゆる二段階買収を想定した規定と考えられます。

【会社法施行規則182条、184条の改正の概要】

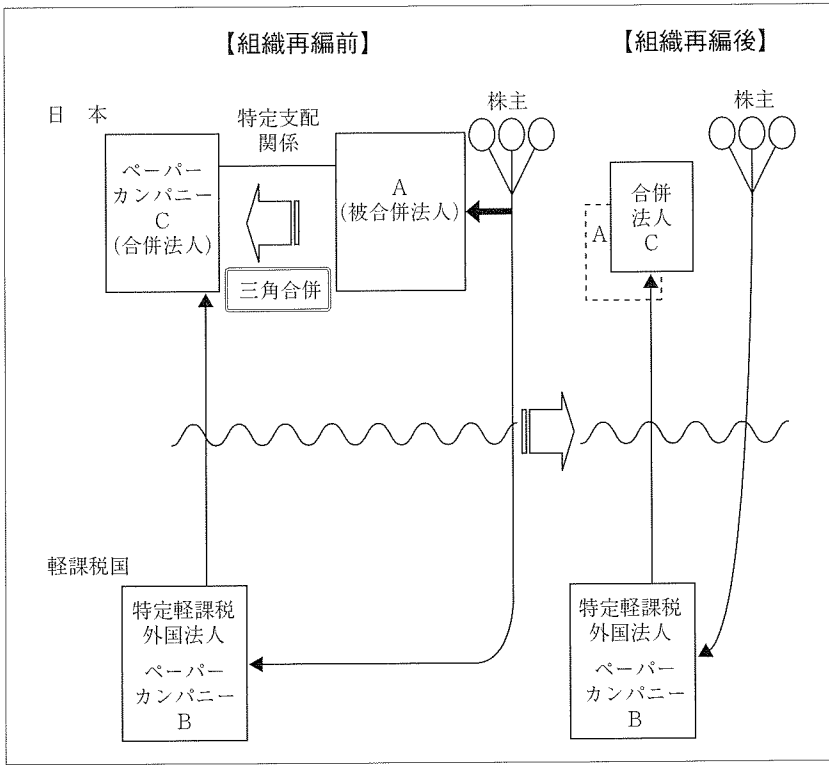
	改正前	改正後
合併条件の相当性	・対価となる株式の数又は算定方法 ・存続会社の資本金・準備金 ・対価の割当に関する事項	（左の事項のほか、例示を追加し明確化） ・合併対価の総数又は総額の相当性（会施規182③一・184③一） ・当該対価を選択した理由（会施規182③二・184③二） ・共通支配下（同一グループ）間の場合、消滅会社の少数株主の利益を害さないように留意した事項（無い場合はその旨）（会施規182③三・184③三）

ア　タックス・ヘイブンの親法人株式を対価とする合併等の適格性否認

資本関係50％超の企業グループ内（特定支配関係）にある内国法人間で行われる三角合併等のうち、その対価が軽課税国に所在する実体のない親法人（100％資本関係）の株式（＝「特定軽課税外国法人株式」）であり、国内の合併法人等にも事業の実体が認められないものは、適格組織再編成に該当しないこととされました（措法68の２の３）。

また、被合併法人等の株主に、適格組織再編成に該当しない三角合併等により交付される対価が、特定軽課税外国法人株式であるときは、その合併等の時に株主の旧株の譲渡益に対して課税することとされました（措法68の３）。

なお、これらの改正は、平成19年10月１日以後に行われる合併等について適用されます。



（図　財務省資料より）

資産・負債の時価純資産額（＝分社型分割により交付された分割承継法人の株式その他の資産の時価の合計額）から、当該分社型分割により、分割法人に交付した金銭その他当該分割承継法人の株式以外の資産の価額の合計額を減算した金額となります（法令8①七）。

非適格分社型分割のうち、移転資産等に係る調整勘定の適用がないものについては、分割のときの移転資産の価額から、移転負債の価額を減算した金額となります。

なお、分社型分割では、利益積立金を引き継ぐことはできません。

(3)　三角分社型分割における分割法人の親会社株式の扱い

分割承継法人は、分割対価としてその親法人株式を交付しようとする場合には、分割契約日において保有する親法人株式について、その分割契約日において、その日の時価により譲渡し、かつ、直ちに同額で取得したものとすることにより、親法人株式の含み損益を清算しなければなりません（法法61の2㉒）。

なお、親法人株式とは、分社型分割の直前に、分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式（自己株式を除きます。）の全部を保有する関係がある法人に該当することが、契約日において見込まれる法人の株式をいいます（法令119の11の2①）。

また、分割契約日以後に取得した親法人株式であっても、親法人以外の者から次のような適格合併等により従前の帳簿価額で移転を受けたときは、分割契約日前に保有していた親法人株式と同様に、移転を受けた日において、その日の時価により譲渡し、かつ、直ちに同額で取得したものとみなされます（法法61の2㉒、法令119の11の2②）。

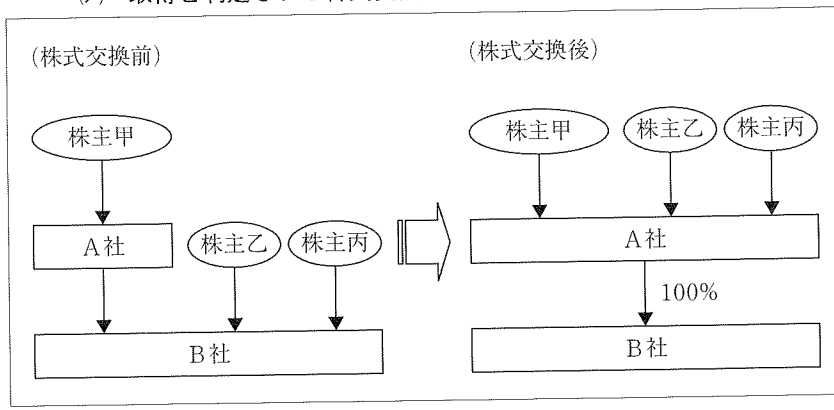
① その法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人とする適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立

② その法人が有していた株式を発行した法人の合併（その株式の譲渡益が繰り延べられることとなるものに限ります。）により、その合併に係る合併法人から親法人株式の交付を受けた場合におけるその合併

では、子会社が追加取得する孫会社株式の取得原価は、上記(ア)における中間子会社持分相当額に準じて算定することとされています（結合指針（案）236-5）。

エ　設　例

(ア)　取得と判定される株式交換



＜前提＞

・　A社を完全親会社、B社を完全子会社とする。

・　A社には支配株主が存在しない。

・　B社の貸借対照表は次のとおりである。

諸資産	1,500	諸負債	0
（時価）	（2,000）	（時価）	（0）
		資本金	250
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	150
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	350
		自己株式	△50
		評価差額金	300
		新株予約権	200
合計	1,500	合計	1,500

・A社保有のB社株式（抱合株式）の簿価100（持分比率20％）